

大阪市住吉区役所広報紙「広報すみよし」広告掲載業務契約書

大阪市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、当事者間において、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

- 第1条 発注者および受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書および仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 発注者は、仕様書に定める広告掲載枠を、広告掲載のため、受注者の利用に供するものとする。
- 3 受注者は、仕様書に定める掲載枠について、掲出者の募集等、仕様書に従い業務を行うものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書および仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起または調停（第14条の規定に基づき、発注者受注者協議のうえ選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務譲渡の禁止）

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（広告の仕様および内容等）

- 第3条 第1条第2項に定める広告掲載枠の仕様および掲載する広告の内容については、仕様書、大阪市広告掲載要綱、住吉区役所広告掲載要領によるものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額)

第5条 広告料金は、〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。（広告掲載枠の料金は別表のとおり）

(広告料の支払)

第6条 受注者は、広告料金を期間分前納するものとし、契約金額を、広告掲載枠の利用料（以下「広告料」という。）として、発注者の発行する納入通知書により、指定期限内に納入する。

(契約の変更等)

第7条 発注者は、事情がある場合には、受注者と協議してこの契約の全部または一部を解除し、もしくは変更し、または業務を一部中止することができる。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者はその損害を補償するものとする。その補償額は発注者受注者協議して定める。

(契約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても発注者はその補償の責を負わない。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受け、または倒産もしくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料の支払をすることができないと認められるとき。

(2) この契約の締結および履行に際し、不正の行為があったとき。

(3) 自らの責に帰すべき理由により契約解除の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、受注者がこの契約、関係法令に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

(誓約書の提出)

第9条 受注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第10条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(損害負担)

第11条 この契約の履行に当たり、受注者に生じた損害、または受注者が発注者もしくは第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(天災等緊急時)

第12条 天災その他やむを得ない事由により、広告の掲載が不可能となった場合は、発注者は責任を負わない。

(発注者の責による掲出不能)

第13条 発注者の責により広告の掲出が不可能となった場合は、発注者は受注者に対し、次のとおり補償する。

広報すみよしに掲出不能となった掲載枠数に、別表に定める料金を乗じた額を上限とし補償する。

(補則)

第14条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者

大 阪 市

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

契約担当者

大阪市住吉区長

受注者

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

別表

《広告掲載枠》

◆ 大阪市住吉区役所広報紙「広報すみよし」

最終面：〇〇〇〇円

中 面：〇〇〇〇円

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9 条に 規定する 不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがある ときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市住吉区役所総務課（連絡先：０６－６６９４－９６２５）に報告しなければならない。